

群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県屋外広告物条例施行規則（昭和四十四年群馬県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（景観誘導地域）

第五条の二 条例第七条の二第一項の規定により指定する景観誘導地域及び同条第二項の規定により定める特例基準は、別表第一の二に掲げるとおりとする。

第二十二条を次のように改める。

（公表の方法等）

第二十二条 条例第二十五条の二第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 勧告の内容

三 公表の理由

四 その他知事が必要と認める事項
別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二（第五条の二関係）

上信自動車道景観誘導地域

一 次に掲げる区域（一）から（四）までに規定する道路又は連絡路からそれぞれ展望できる区域に限る。）

（一） 一般国道十七号のうち渋川市渋川字上ノ原二千九百七十八番一地先から同市金井地内の県道渋川東吾妻線との交点までの区間の道路の中心線から両側三百メートル以内の区域

（二） 一般国道三百五十三号のうち渋川市金井字下新田地内の県道渋川東吾妻線との交点から吾妻郡東吾妻町大字箱島字的場千六百六十二番一地先までの区間の道路の中心線から両側三百メートル以内の区域

（三） 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字厚田字中村八百六十六番一地先から同町大字松谷字新井百九十九番六地先までの区間の道路の中心線から両側三百メートル以内の区域

（四） 渋川市金井地内の一般国道十七号と県道渋川東吾妻線との連絡路（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二十八条第三項に規定する連絡路をいう。以下同じ。）のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域

（五） 渋川市金井地内の一般国道三百五十三号と県道渋川東吾妻線との連絡路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域

（六） 県道渋川東吾妻線のうち渋川市金井地内の国道十七号との交点から前橋市方面百メートルまで及び当該交点から吾妻郡東吾妻町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

（七） 渋川市南牧及び同市川島地内の一般国道三百五十三号と一般国道三百五十三号との連絡路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域

- (八) 一般国道三百五十三号のうち渋川市川島字山崎千八百二十九番一地先から同市川島字山崎千八百七十番一地先まで及び同市川島字山崎千八百七十番一地先から同市伊香保町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (九) 市道折原川島線のうち渋川市川島地内の県道渋川東吾妻線との交点から同市川島字山崎千八百二十九番一地先までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (十) 県道渋川東吾妻線のうち渋川市川島地内の市道折原川島線との交点から前橋市方面百メートルまで及び当該交点から吾妻郡東吾妻町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (十一) 吾妻郡東吾妻町大字岡崎地内の一般国道三百五十三号と一般国道三百五十三号との連結路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域
- (十二) 一般国道三百五十三号のうち吾妻郡東吾妻町大字岡崎地内の県道渋川東吾妻線との交点から同町大字岡崎字根古屋二百六十六番四地先までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (十三) 県道渋川東吾妻線のうち吾妻郡東吾妻町大字岡崎地内の一般国道三百五十三号との交点から渋川市方面百メートルまで及び当該交点から同郡長野原町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (十四) 町道五十九号のうち吾妻郡東吾妻町大字岡崎字根古屋二百六十六番四地先から北側方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (十五) 吾妻郡東吾妻町大字箱島地内の一般国道三百五十三号と県道渋川東吾妻線との連結路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域
- (十六) 県道渋川東吾妻線のうち吾妻郡東吾妻町大字箱島地内の一般国道三百五十三号との交点から渋川市方面百メートルまで及び当該交点から同郡長野原町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (十七) 吾妻郡東吾妻町大字厚田地内の一般国道百四十五号と県道郷原停車場線との連結路のそれぞれの中心線から両側百メートル以内の区域
- (十八) 県道郷原停車場線のうち吾妻郡東吾妻町大字厚田地内の一般国道百四十五号との交点から同町大字厚田地内の県道中之条東吾妻線との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (十九) 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字郷原地内の県道郷原停車場線との交点から渋川市方面百メートルまで及び当該交点から同郡長野原町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (二十) 県道中之条東吾妻線のうち吾妻郡東吾妻町大字厚田地内の県道郷原停車場線との交点から高崎市方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (二十一) 県道高崎東吾妻線のうち吾妻郡東吾妻町大字厚田地内の県道郷原停車場線との交点から同郡中之条町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域

- (五) 県道林岩下線のうち吾妻郡東吾妻町大字三島地内の町道新井・横谷・松谷線との交点から同町大字岩下字春日地内の一般国道百四十五号との交点までの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (六) 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字岩下字春日地内の県道林岩下線との交点から渋川市方面百メートルまで及び当該交点から同郡長野原町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (七) 町道新井・横谷・松谷線のうち吾妻郡東吾妻町大字三島地内の県道林岩下線との交点から渋川市方面百メートルまで及び当該交点から同郡長野原町方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- (八) 一般国道百四十五号のうち吾妻郡東吾妻町大字松谷字久々戸甲百三十番地先から同町大字松谷地内の町道三島・松谷線の起点まで及び同町大字松谷字久々戸甲百三十番地先から渋川市方面百メートルまでの区間の道路の中心線から両側百メートル以内の区域
- 備考 (一)から(八)までに規定する道路又は連結路のうち、供用が開始されていない部分については、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により縦覧に供された図面（当該図面に変更があったときは、その変更後のもの）に記載された道路又は連結路の予定地とする。
- 二 条例第十三条第三項第一号に係る特例基準
- (一) 三の項に規定する条例第二十条第一項に係る特例基準に適合しているものであること。
- 三 条例第二十条第一項に係る特例基準
- (一) 許可共通基準の特例

広告物等の種類	特例基準
全ての広告物等	<p>(1) 一の項の(一)から(八)までに規定する区域内において、それぞれ同項の(一)から(八)までに規定する道路又は連結路に向けて広告物等を表示し、又は設置してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>イ 主として一の項の(一)から(八)までに規定する道路又は連結路以外の道路又は連結路に向けて広告物等を表示し、又は設置することが明らかな場合</p> <p>ロ 一の項の(四)から(八)までに規定する道路又は連結路に接する敷地内において、自家広告物等を表示し、又は設置する場合</p>

(二) 許可個別基準の特例

広告物等の種類		区分	特例基準
建築物を利用する広告物等	屋上広告物	自家広告物等及び自家広告物等以外	広告物等を表示し、又は設置してはならない。
	壁面広告物	自家広告物等以外	一 壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の三分の一以下、かつ、一面三・三平方メートル以下

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県屋外広告物条例施行規則の規定により提出されている申請書等は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。